

岡山家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

令和元年6月12日(水)午後2時30分

第2 場所

岡山家庭裁判所特別会議室

第3 出席委員

1 委員(五十音順)

荒田治通委員, 桑原和美委員, 清板芳子委員, 高崎和美委員, 長井秀典委員, 永田裕侑委員, 西本千恵委員, 平松敏男委員, 渡部佳寿子委員

2 オブザーバー

奥田裕事務局長, 山下一夫首席家裁調査官, 矢原洋二首席書記官, 笠岡英樹事務局次長, 石塚丈記次席家裁調査官, 石川みさ子主任家裁調査官, 五十嵐康夫主任書記官

3 事務担当者

上野宣子総務課長, 早田和正総務課課長補佐

第4 議事の要旨

1 開会

2 所長挨拶

3 新任委員等挨拶

4 報告

(1) 前回の家裁委員会について

委員長から, 前回の家裁委員会において, 「成年後見制度の利用促進について」をテーマに意見交換を行った後, 関係機関や職種で構成する後見利用促進意見交換会が平成31年3月20日に開催され, その席上において, 同委員会では出された意見を披露したことや市町村で開催されるワーキンググループ等に出向している状況等が報告された。

(2) 家裁70周年記念広報行事について

総務課長から、平成31年3月25日に、「家庭に光を 少年に愛を～家庭裁判所調査官の果たしてきた役割とこれから～」をテーマに、家庭裁判所70周年記念広報行事を開催したこと、当日は、家事事件で使用するラウンドテーブル法廷や少年事件で使用する少年審判廷等の見学や、家裁調査官の職務内容・魅力・やりがい等について説明を行い、これに続き、NHK解説委員をお招きして、家庭裁判所の歴史等について御講義いただくとともに、裁判所職員を交えて「家庭裁判所調査官とは」等をテーマにパネルディスカッションを行ったこと、当該行事には34人の方に御参加いただき、参加者の中からは「家裁や家裁調査官の特徴等について、具体的な話を聞くことができ大変参考になり、自身の将来への参考にもなった。」等の声を頂いたこと、今後も、種々の機会を捉えて、効果的な広報行事の実施に取り組んでいくことが報告された。

5 意見交換等

「被害者の立場から見た少年事件について」をテーマに、別紙のと通りの意見交換が行われた。

6 次回の期日の決定、意見交換事項（テーマ）の決定

(1) 次回の開催日時

令和元年11月6日（水）午後3時

(2) 意見交換事項（テーマ）

「離婚調停と子の福祉」について

7 閉会

(別紙)

岡山家庭裁判所委員会議事概要

◎委員長，○委員（委員長を除く。（ ）は，家庭裁判所委員会規則4条の何号の委員であるかを示す。），□オブザーバー

○A（2）

傍聴するケースというのは，どのくらいの割合であるのかが知りたいのですが。

◎委員長

御質問は傍聴ということでしたけれども，五つの制度をあわせて御紹介をお願いします。

□オブザーバー

私から全国の家裁の申出の数と，岡山家裁の申出の数を御紹介させていただきます。その前提としまして，全国と岡山で少年事件が総数としてどのくらいあるかというのを先に御説明させていただきます。この中には道路交通法違反ですとか，そもそも被害者がいないというものも含んだ総数ということになりますので，その点，御留意ください。

まず，全国の家裁で平成30年1月から12月までの1年間で6万4,000件余りが少年事件として家裁で審理されております。これに対しまして岡山家裁では，1,134件が平成30年の1年間の総数ということになります。

次に，被害者関係制度の申出の人数につきましてですが，事件記録の閲覧等につきましては，全国では936人が申出されておまして，岡山では33人。意見陳述につきましては，全国で214人，岡山では7人。意見陳述には形態の違いがあ

りますので、それも参考までに申し上げますと、全国では審判の場で裁判官に対して行うのが19人、審判外で裁判官に対して行うのが90人、家庭裁判所調査官に対して行うのが98人。それから岡山では全体として申出人数は7人、審判の場で裁判官に対して行うのが2人、審判外で裁判官に対して行うのが1人、家庭裁判所調査官に対して行うのが4人となっております。

審判状況の説明につきましては、全国で301人、岡山では5人。審判結果の通知につきましては、全国で824人、岡山では22人。傍聴につきましては、全国で54人、岡山では2人です。

◎委員長

傍聴は、昨年1年間で、岡山では2人だったということですか。

□オブザーバー

はい。

◎委員長

御質問の趣旨は、実際に認められた数ということも含まれていると思います。申出に対して認められた、逆に言うと認められなかった数というのはどれくらいあるかというのは把握できていますか。

□オブザーバー

傍聴は先ほどの全国54人の申出に対して許可人数は47人。この許可人数以外の7人につきましては、申出自体を取り下げたというものも含まれますし、傍聴が認められなかったというものも含まれております。その内訳までは分かりません。それから、岡山は2人の申出に対して許可も2人です。

◎委員長

A（2）委員からの御質問に対しては、この程度でよろしいですか。

○A（2）

この数字を見ると余りにも低いんじゃないかなと、全てがね。ということは、裁判所の説明ができてない、あるいは全体かも分かりませんが、そこはやっぱり問題があるんじゃないかなというふうな感じがしてなりません。

◎委員長

そうしましたら、その後の御質問に関連して、裁判所の方で被害者の方に対する御説明、この制度説明、裁判所としてはどういう制度説明の仕方をしているのかというのを御紹介いただいたほうがいいかなと思います。

□オブザーバー

被害者の方に被害者配慮制度が必要という指示があった事件については、制度案内を行ったりとか、あとは被害者調査ということで、併せて被害者関連の調査を行ったりする事案がございます。

どちらにしましても、このたびあなたが被害に遭われた少年事件が家庭裁判所に送られてきましたということで、こういう制度がありますよといったことや、問合せ先等を記載したお知らせ書面に、「少年犯罪によって被害を受けた方へ」というものを同封して送っています。お知らせとしては以上です。

◎委員長

そのお知らせを送ると、被害者の方としては、リーフレットで内容をお知りになるということになるんですね。

□オブザーバー

はい。

◎委員長

受け取ったリーフレットに関して電話をかけて問い合わせられるとか、あるいは裁判所に来て、もうちょっと中身を教えてほしいとおっしゃる方はいらっしゃるんですか。

□オブザーバー

中にはいらっしゃいます。件数的にはさほど多くはないですけども、中には電話をかけてこられる方もいらっしゃいますし、窓口に来られて、例えば、私の方で対応する場合は、別室で対応して、どういう申出をされる御予定かをお聞きして、それに合わせた申立書や申立書の記載の仕方が書かれた書面をお渡しするような形をとっております。

◎委員長

基本的には被害者の方一般については、リーフレットと事務連絡をお送りするという形での情報をお伝えするということですね。

○A（2）

それで済むというか、それで一応説明というか、知るような状態に置いたということになるんですかね、裁判所としては。あと、例えば、家庭裁判所調査官とか裁判所書記官とかが説明するときに、こういう制度があるんですよとか、そういうのをもう少し詳しく言っていただいたほうがいいんじゃないかなという気はしますね。だから、私たちのところに来たときはまだいいんですけども、来ない人はいっぱいいるんじゃないかと思っているんですけどね。

B（2）

傍聴が許可されるのは重大な事件だけだということだけれども、数として、被害者がいる事件は全部このリーフレットを送っているということなんですか。

オブザーバー

いえ、具体的に裁判官から指示があった一定程度の事件ということになります。全件にわたって全て送っているということではありません。

○B（2）

そうですね。ちょっとした窃盗まで、これを送るとは思えないので。ただ、今回のでは事件数は1，134件ですと言われたんですけど、送っている数というのは大体どのくらいとか分かるのでしょうか。

◎委員長

統計は多分とれてないですね。だから、体感で。

オブザーバー

窃盗事件でも態様によって、例えば、ひったくりということになると被害者の方は、けがまではしてなくても、かなり被害感情も大きいですし、コンビニで万引きしたという事案と比べても、被害者の方の感情も違いますので、当庁ではひったくりの場合は必ず照会させていただいて、コンビニでの万引きの場合は店長さんがもういいよって言っているとか、そういう場合もありますので、どちらが多いかといえますと、ひったくりのほうはそんなに多くはなくて、万引きとかそういうのが多いもんですから、感覚的にはそれほど被害者の方に対する、例えば、窃盗事件を例にとりますと、それほど割合は高くないのかもしれない。

ただ、傷害事件ということになりますと、ある程度の傷害になっていると、やはり被害者の声というのをお聞きする必要もありますし、被害感情もありますので、そういう意味では送っている件数のほうが多いんじゃないかと思います。

◎委員長

傷害事件はそこそこな割合という感じですか。

□オブザーバー

はい。

◎委員長

性犯罪だと、ほとんどですかね。

□オブザーバー

性犯罪の場合は、かなり被害者の声というのをお聞きしないとイケませんから、その場合、今度は調査のほうに入りますけれども、被害者調査ということで、配慮、制度案内だけではなくて、具体的には照会書を送付して、制度案内と照会書の書面を準備してお送りするということになります。

○A（2）

照会書というのはどういう意味ですか。

□オブザーバー

それは、被害者調査になるので、意見陳述とか、被害を受けた方のための制度とは趣旨が違うかなと思います。

○C (4)

被害弁償を受けておられますかとか、処分について御意見がございますかとか、その他御意見何かございますかというような形で、性犯罪の方には性犯罪の被害者の方向け、暴行・傷害の被害者の方にはその方向けで、文言も変えて照会書を送らせていただいております。

○A (2)

被害者が受ける聴取ですね。

○C (4)

そうですね。申出がなくても、事案を見て、この方にはお送りしたほうがよいということで送らせていただくということになります。

□オブザーバー

その場合も必ず制度のリーフレットは同封しております。

○B (2)

やっぱり被害感情が大きいと思われる事件については、被害者のためではないけれども、被害者の心情とかを配慮するための照会をするということなんですかね。審判に生かすというか。

○C (4)

少年にこの事件で被害者の方がこれだけつらい思いをしているんだよということをお伝えたいということですね。その照会書の中に、この内容を少年に伝えてもいいですかという質問事項も入っていますので、伝えてほしくないとおっしゃることは伝えませんが、伝えてもよいという回答を頂くこともありますので、伝えてもよい

という回答を頂いたときは、被害者の方がこういうふうにおっしゃっているんだということ審判の場や調査の場で少年にも伝えます。

○A（2）

今のやり方は余りにも形式的で、いわゆる実際の気持ちというのを全く無視かなと。私どももやっても、リーフレットの内容を全く理解されていないんですね。こちらがアドバイスしない限りは、これを利用しようと考えている人はほとんどいないんじゃないかなと思いますね。私も裁判官に対する審判廷での意見陳述、これは形式的なもんだなというふうに思っていますけれども。そこで結論が決まっているという意味なんですけどね。あと、裁判官に対して審判外で行うのは、実際にはどのぐらいあるんですかね。時間をどのぐらいかけられるか。

○B（2）

1件あったというふうになっているんですね。

○C（4）

1件、当庁でも被害者の方から申出を頂いて、審判日とはまた別の日に、もちろん審判に先立って時間を決めさせていただいて直接お伺いした事案があります。私も他庁でお聞きしたことはございます。

○A（2）

それまで家庭裁判所調査官は調査、意見も聞かないわけですけど、改めて聞くんですかね、家庭裁判所調査官も。

○C（4）

両方やってほしいというようなお話がありましたら、それはそれに従って対応さ

せていただくこともあると思います。

◎委員長

今のA（2）委員からの御質問は、恐らく被害感情の強い事件であろうから、調査として被害者の方の御意見を聞くのと、それから申出に応じて裁判官が聞くのと趣旨が違うので、両方やるのが普通でしょうかと、こういう御趣旨だと思うんですが、それは多分、そういうケースであれば両方やるというのが普通という理解でいいでしょうかね。

○A（2）

そうなんですかね。

○C（4）

そうですね。被害者の方に対して、事件調査の中で家庭裁判所調査官が対応するのは少年の起こした事件についての調査の一環ということで、これは特に申出がなくとも審判の傍聴対象事件になるような重大事件であれば、こちらのほうからお話を差し上げるというようなことで面会をさせていただいております。それとは別に意見陳述の申出があって、それについて家庭裁判所調査官に対して行いたいというような申出がありましたら、それは事件調査の命令とは別に意見聴取の命令を出して、事件の調査とは別に意見聴取のほうを家庭裁判所調査官が行います。それとは別に、まだ裁判官に対して審判廷なり期日外で直接意見を述べたいということがありましたら、そこはまた別途のものとして、こちらで検討させていただいております。

◎委員長

A（2）委員に教えていただきたいと思ったんですけども、成人の刑事事件の

場合だと、皆さんもテレビでご覧になることがあると思いますが、法廷で正に、その裁判の場で被害者の方や御遺族が御意見をお述べになるというのが一般的だと思います。それに対して、少年事件のときには審判廷で意見を言っていただくよりは、その前の調査の段階で家庭裁判所調査官に対して言ってもらおうようにするんだと、こういうお話でした。この刑事事件と少年事件とで、被害者の側からして違うやり方をしようというふうになさっている。その理由はどんなところでしょうか。

○A (2)

それは先ほども申し上げましたけど、審判廷で裁判官に意見を聞いてもらうとなると、私の考えですが、もう既に結論は出ているだろうと実は考えているんです。ほかの事件いろいろやっていましたけど、審判廷で意見を仮に言っても、裁判官は、はいと言って裏に一回入っても出てきて、すぐ決定を出すのが通常だろうと思っているんで、それじゃあ余り意味がない。それまで家庭裁判所調査官も調べて、いろいろ聞いた上で考えるので、家庭裁判所調査官に詳しく事情を述べて、それを言っていたら、読んでいただいたら一番効果があるのかなと。

分からないのが審判外で裁判官に意見を述べる方法で、これはどういうやり方をするのか、実は私も分かりません。1件あると言われたので、これが効果があるのなら全員やりたいなというふうに思ったと、そういう意味ですね。刑事の場合は事前に法廷でやって、判決は別の日ですからね。

○B (2)

効果があるというのは何の効果でしょうか。今、裁判官に事前に言うのが効果があるならそれをということですか。

○A (2)

被害者の気持ちと実情をそのまま訴えたいんですけれども、家庭裁判所調査官だ

と、私の今までの考えでは、細かく聞いてくれて、それが裁判官に伝わっていると思ったんですけども、中には違う例もあったので、そうするとむしろ審判外で裁判官に聞いてもらうのがいいのかなと思ったり。ただ審判廷では余り意味がないんじゃないかなと思っています。

○B (2)

ということは、効果というのは、被害者の側に立つと、被害者が裁判官に聞いてもらったと実感できることがよいことっていうことですかね。

○A (2)

そうですね、取りあえずはね。

○B (2)

それから日が経ってからであって、それを聞いて10分後に出てきて、ぱつと言われたら、本当に聞いてくれたのかなと思うという意味ですよ。

○A (2)

本当は少年のほうにも聞いてもらいたいというのが実情ですけど、その制度はないのかなと。審判廷でやるしかないですね。そこで結論は恐らく出ていると思っているので、思い込みかも分かりませんが。刑事事件だと法廷でやりますから、それによって微妙な事件だと被告人、少年の場合、少年に直に感情等が伝わるので、被害者はその伝わることによって被害の回復が早いわけです。無視されるよりはね。それが重要かなと思っています。

◎委員長

私は伺っていて、今B (2) 委員がおっしゃったことも、そういうことなのかな

と思うんですが、審判廷で今、正に少年はそこで言わば裁かれているという、そういう刑事事件とはちょっと性質が違いますけれども、しかし、裁判、一つの厳粛な場なんですね、そういう公的な場で、その場で少年の面前で御意見をおっしゃる、それこそが少年に対しても感銘力があるだろうし、裁判官にとっても、その場で聞いて判断するということが、そこに意味がある。そこは刑事も少年も同じなんじゃないのかなと、ちょっと思ったものですから御質問させていただいた次第です。

○A（2）

刑事事件と同じように意見陳述をやらせていただければ、それは効果があるかも知れませんね。ただ、実際は、少年の場合は違うんじゃないかという、短時間でやってしまうという意識があるんですよ。

◎委員長

なるほど。時間制限、成人の刑事事件よりも短い時間で審判が行われるから、ということなんですね。

○A（2）

実際どうなのか、ちょっと。

○B（2）

同じ期日の中で結論にまで行くことがほとんどですからね。

◎委員長

確かに現実問題としては、成人の刑事事件のほうが長い時間をとって裁判をすることが多い、少年事件はそれよりは短い時間で審判が行われる。現実にはそういう時間が多いでしょう。

○C (4)

少年の場合，少年鑑別所に収容する期間が原則，最初は2週間，その後，通常の事件であれば延長して更に2週間ということで，全部で4週間という期間制限がありますので，例えば，被害者の方の御意見をお聞きする日とは別にまた審判を入れようと思いますと非常に調査の期間が短くなるとか，あとその期間を超えてしまいましたら少年を一回釈放しないといけないというような話になりまして，被害者の方としても，そのために釈放してもらいたいということではないと思いますので，そういう期間制限というのはどうしても問題になってくるというところはあるかと思えます。

少年に被害者の気持ちを知ってもらおうということでは，被害者の方からお手紙を書いていただいて，被害者側の御了解を頂いて調査の中で，その手紙の内容を少年に伝えるということはあるかと思えます。例えば，その少年が自分は許されているというふうに思っていたのが，その手紙の中で被害者の気持ちというのは，そんな簡単なものではないというようなことを直に言葉を聞いてもらったことがあります。

○A (2)

手紙はどのような形が出るんですか，どういう扱いになるんですか。手紙を出したから全てを読んでもらえるというわけじゃない。

オブザーバー

調査で来られたような気がします。

○A (2)

必ず読んでいただけるなら，それも一つの方法ですけどね。

○C (4)

手紙の内容を口頭で少年に紹介するということですね。

□オブザーバー

見せるということは、こちらではしていませんけど、少年の付添人が見られて説明されるということはあると思います。

◎委員長

少年法は、家庭裁判所に裁量権を多く与えていて、少年審判の式次第というものは、ほとんど法律で定まっていますので、裁判官の裁量で行うと。そこが成人の刑事事件と随分違うところでございます。成人の刑事事件でしたら、意見陳述も申出があれば、それは許さなきゃいけない。あるいは書面でしたいとおっしゃったら、原則として書面で意見陳述をしてもらおうと、こういうルールになっていますので、お手紙を書いてこられれば、それを読み上げるというのは、成人の刑事事件では、それがルールなんですね。

少年の場合は、正に審判を行う裁判官の裁量ということで、そこを今おっしゃっているんだと思います。確かに裁量ですので、常に認められるとは限らないと。ただ、そういうやり方をしたケースがあるという御紹介だったということですね。

○C (4)

少年鑑別所に入っているような少年には、通常、付添人が付いていることがほとんどですので、付添人を通じて手紙を見せて少年に読むように勧めてもらうということはできると思います。

◎委員長

先ほどから、被害者の方にこの制度がどれほど実質的に理解していただけている

か、そういう配慮がされているかということについての御意見が出ておりました。この点は少年と成人とで大分状況が違ふだろうと思いますので、この機会にD(3)委員から、法制度上の違いと実情の違いを御紹介いただければと思います。

○D(3)

まず、成人の場合は、先ほどA(2)委員から御紹介があったんですけども、結構かっちりといろいろやれることが決まっているということで、それに比べると少年は、できることが少ない部分が多いと。まず、法制度上として、細かく言い始めると切りがないんですけども、実情の話をしますと、非常に結構難しい部分があるんですけど、少年事件の被害者の方でもいろいろやりたいんです。

例えば、審判に参加したいです、できるんですかとかって問合せがあることはあります。ただ、これはできて、これはできませんという話になります。成人の場合には、意見陳述があるとか、いろんな機会がありますとか、それから傍聴も簡単にできます、公開の法廷でできますというお話になります。ただ、そこで確かにあるんですけども、それが成人と少年によって制度の違いがあったとしても、そんなに被害者の方から言われる機会っていうのは、実はそこまで数多くはないですね。正直なところで申しますと。

被害者の方も当然、我々も話を聞いて供述調書を作成することも、それは少年事件であっても成人の事件であっても事件は同じなので、それは作成する場合はあるんですけども、実情として正直、余り申出があるほうが少ないという感覚はあるのかなという気はしています。

◎委員長

先ほどの被害者の方に制度の中身について、どのようにして知っていただくのかという観点からの御意見がございました。成人の場合は、結構丁寧に御説明されているんじゃないですか。

○D（3）

成人でも少年でも，被疑者が少年であったとしても，被害者の方が来られたときには，こういう制度がありますということで当然パンフレットをお渡しして，その中で少年の話も入っていますので，そこで御説明はさせていただくんです。なので，実感として少年事件と普通のいわゆる成人の一般事件で異なっているという感覚は余りないですね。正直なところで申しますと。

○B（2）

被害者代理人を大分前にしたことがあって，節目節目で通知が来て，その後どうなりましたという通知も来ますよね。それは非常に丁寧だなと感じますね。だから，A（2）委員の言われているのは，そういうこととの関連かなと思ったりもするんですけど。

○D（3）

通知はちゃんと制度として，普通の成人事件の場合は検察庁がやるんです，基本的に。ただ，少年事件の場合には，検察庁は処分結果だけをお伝えして，その後，家庭裁判所のほうが審判の結果，その後，例えば，少年院に行った，保護観察になったってような結果の通知もちゃんとあります。

○B（2）

しているはず。

○D（3）

それをちゃんと説明させていただくので，パンフレットにも入っていますので，確かに検察庁が全部一手を担って全部やるっていう話と，それは成人なんですけど，

基本的には。その後の、またそれは別なんですけど、ただ窓口は違うけど、こういう制度がちゃんとあって、こういう通知もできますからねっていうお話をします。

○B (2)

できますじゃなくて、されます。

○D (3)

そういう説明をします、少年事件も。こういうのもできますということで、こういうことがありますからねっていう話はします。

○B (2)

そうすると、いつの間にか審判が終わっているということは、今は。

○A (2)

ちょっと口を挟むんですけれども、今のB (2) 委員のは全部申出なんです。申出をしない限り・・・。

○B (2)

ですよ。申出をすればっていうので、逆に言うと、どっちも申し出ればできると。

○A (2)

そう。検察官に、口頭でもいいんですけども、申し出たらやってくれると思います。裁判所もそうなんです。審判の結果の通知は、やっぱり申出をしなければ来ないと思います。少年の場合、複雑なんですけれども、審判の結果については家庭裁判所に申出するんです。保護観察になると保護観察所、少年院に送ると少年鑑別

所にする，そういうことさえ誰も分からないんですよ。だから，本当はそういうことをもう少し丁寧に説明していただかないといけない。

○D（3）

一応こちらでも，それはパンフレットに窓口が変わりますからねということで被害者の方が来られて聴取をするときに，こういう制度がありましてという形で説明はさせていただいています。結構，実情として，それを説明してもらえないですって言われる方も結構，感覚的にはいるかなと思います。

◎委員長

今のお話まで整理しますと，被告人が成人であると，刑事事件だというときには，終始被害者の方に対応なさるのは検察官ということになって，被害者の側からすれば，常に検察官と連絡を取っていれば自分ができることが何なのかというのが分かると，こういう状態だということです。そして一般的な説明はパンフレットを渡すなどして御説明なさって，そこは余り変わらない。そしてまた申出がなければ，検察官も特には動かないと。

○D（3）

いや，申出がなかったとしても，基本的には，うちに供述調書作成で来られた方については，基本的には通知を希望されますかということは，これは成人の事件であったとしても，被害者だけではなく目撃者の方とかでもお話はさせていただくんです。それは，検察官個々のスタンスの部分もあって，基本的には申出があればということになっているのですが，私は話はしているんです，こういうことがありますから，必要であれば言ってくださいと，そういう形です。

◎委員長

そういう形で成人の場合は進むと。そこが少年の場合、少年審判の対象になる少年の場合にも、構造は根本的に違うわけではないということをおっしゃったんですね。

○D (3)

はい。

◎委員長

根本的に構造が違うわけではないけれども、途中で検察官の手を離れてしまうと。成人の場合は起訴されても検察官が被害者の対応をなされるんだけど、少年の場合は、家庭裁判所に事件を送ったら、検察官の手元を離れてしまって、その役目は裁判所がしなきゃいけない。更に処分が決まった後は保護観察所なり少年院なり、そういう処遇機関の方に移って、次々と担当が変わっていくと、そこが違うんだと、こういうことでございますね。

○D (3)

はい。

◎委員長

その違いがA (2) 委員からすれば、大変大きなところと、こういうところだということですね。

○A (2)

裁判所もリーフレットを入れていますよという、検察官についても、その程度はやられていると思うんですよ。実際、それからの問題で、もっと丁寧にやる必要があるんじゃないかなと。この統計を見てみると、特にそういう感じがしたんですけど

どね。

◎委員長

被害者の方からすれば、まずは捜査で警察に呼ばれ、次に検察庁に呼ばれて、検察官と話をしして調書をとった。そのときに、こんな制度がありますよと、これについてはどうですかといった会話をしして、その後、裁判が始まった。そのときに同じ検察官に対して、その後どうなっていますか、こういうことをしたいんですけど、どうでしょうって聞くと、これは非常にやりやすいと。既に知っている方ですし。それが少年の場合は同じことをしようと思ったら裁判所に言わなきゃいけない、今まで会ったこともない人、行ったこともないところで手続をとらなきゃいけない、ここの違いがあるということです。

○A（2）

成人の場合は、少年もそうですけど、警察の段階で、ある程度説明があるんですよ。それから検察庁へ行っても説明があるんですよ。それから、あと裁判になると被害者参加弁護士として、被害者のほうの弁護士からまた説明があると。何段階もあるから、よく理解できるんですけども、少年の場合は、少年事件について家庭裁判所に送られた後は検察のほうは全く理解されていないんですよ。だから、どういう制度になっているかさえ分からないんですよ。

だから、そういう説明が簡単にあったって理解されていないので、そういう意味では家庭裁判所の責任だと思って、多少説明していただいたほうがいいのかなどというふうに私は感じているんですけどね。

○C（4）

私も検察庁でされているやり方について、よく知らないところがあるのですがけれども、先ほどD（3）委員のお話ですと、少年事件、成人の刑事事件に限らず、取

調べに来られた被害者の方には全て被害者配慮制度の説明はされていると。

○D（3）

どこまでの説明をするかっていうお話は被害者の、ケース・バイ・ケースなんですけども。うちのほうで作成をしている資料がありまして、成人と少年の場合で、少年の場合であれば、こういうことはできますよと、通知について希望されますかということは一応説明はしますので、ただ、こういうものがないので、その先については家庭裁判所の方に聞いていただかなきゃ、我々の方でも分からない部分があるんですという、そういう実情が、そこは申し訳ないですけどもということでの説明に正直なってしまうて、ただ一般論として、こういうことができるんですけども、具体的なことや形式的なことについては家庭裁判所の方にお伺いしてくださいという形で、こちらは説明をしているという形です。A（2）委員のおっしゃるような細かな説明というところまではしていない。

○C（4）

分かりました。

◎委員長

実際の運用のところも含めて少しお話を聞いていただかないと御理解が難しいところもあろうかと思って、法律家ばかりの会話が続いてしまいました。今日は、主にそれ以外の委員の方も含めて、皆さんから、こういう制度を裁判所において運用していく上で、どのような心構え、配慮、あるいはよりできること、あるいは違うやり方すべきこと、そういったことがないだろうかという御意見を頂ければと思います。また、そこまで行かない、その手前の、まだよく分からないという御質問を含めて、頂きたいなと思っております。

○E (1)

今お話を聞いているんですけども、制度とかいうことになったら、私ども本当に分からない状態になるんですけど、被害者の立場になったら、それが少年であれ成年であれ、一つも変わる場所はないと思うんです。それが何で、このように家庭裁判所とか一般の裁判とかいうのに分かれてするのかなという疑問もあります。

また、傍聴に関しても、特定の人だけができるとか、通常成人の犯罪であれば、一般の傍聴人もできて、その真相を明らかにするということができると思うんですけども、そうしたこともありますし、それから被害者というのは余り守られていないようなことがあると思うんです。名前を言われたり、少年の場合は学校であれ、勤め先であれ出ませんよね。そういうとこの差もありますし、そうした中で下される罪いうんですか、そういうものが余りにもかけ離れているというような見方をするんですけども、それについてどういうふうにお考えかなと思って、お聞きしたいなと思います。

◎委員長

これは非常に根本的な疑問、これは是非、法律家の方どなたか御発言をと思ったんですけど、もう手を挙げてらっしゃいます。どうぞ。

○B (2)

私は、少年事件のほう、基本的には付添人でしか経験がないんですけども、A (2) 委員は、法の趣旨が少年の健全育成にあるのが問題であるというふうにおっしゃっているんですけど、私自身はこの健全育成しか趣旨はないというふうに思っています。立ち直るのに懲役でうまくいったっていう話、実は非常に少ないんですよ。アメリカなんかで、あそこも厳しくやっていて死刑もあって大変だけれども、少しずつやっていっているのは、日本でもPFIと言われる民間のを取り入れながら、やっぱり内省を促すような刑、内省して始めていくということなので、少年法

はまだ若い子供について、それをフルにやっていくという趣旨なので、そうすると今の趣旨自体はいいのかなと思っています。

◎委員長

内省というのは反省させる。

○B（2）

反省ですね。

◎委員長

自分で考えてという。

○B（2）

そう。そのためにはさらし者にはできないということが1点あります。もう一つが傍聴ということも、これは公開処刑ではなく、傍聴はなぜ刑事裁判で認められているかという、私たちが習うのは、私がこんなことで罪に問われている、変な刑にさせられないように、裁判官がちゃんとしてくれているかどうか、私を見てって言えるというような趣旨も一番大きいんですね。つまり、重すぎないように、軽すぎないように市民が見る、自分を見てもらいたいという気持ちがあるでしょうというのが原則だと思っているので、少年は見てもらいたいかもしれないけど見せないよという感じで私は理解しています。そのところが、やっぱり市民の方に対する弁護士なんかの説明が足りてないなということが今日すごく感じたところです。

最後のところは、被害者に対してのは、今日、A（2）委員のお話を聞いて、やっと本当の個別の困り感ということが分かりました。根本的なところでいうと、例えば、被害者のお話を聞くときに、普通の少年の話聞くのと全く同じ真っ白な何も無い部屋にぼんと入ってもらって聞くっていうようなやり方じゃなく、それって

しょうがないことなんですけど、やっぱり被害者の対応なんだという部分についての幾らかのマニュアルいうたらおかしいですけども、やっぱり傷ついた方に対応するという趣旨でのやり方。

今、A（2）委員が形式的でしょうって何度も言われたけれども、そこの意味を言われているんじゃないかなと思うんですよね。説明する側はちゃんとしているつもりだと思いますし、ちゃんとしているんだと思うんですが、今頃やっぱりオーディオビジュアルですよね。少しその場を被害を受けた方に聞いてるっていうような何らかの工夫ができないか、家庭裁判所には子供の部屋には少し飾りをもってやりするような、お金をかけるかかけないかは別として、被害者対応の改善というのが、まだもう少しできるかなという気が今日はしました。

実は私、20年ぐらい前にやっと弁護士になって、その頃の修習の記憶というのは、本当に被害者の方も参考人として呼んでいて、被疑者が座るのと同じ椅子、パイプ椅子、お茶も出さない、検察官は高い椅子に座っているんですよね。昔はですよ、20年前ですよ。でも、検察官、本当に法律が変わった後、すごく変わられていますし、更にやっていかれるのと、あとは連携の話があるんだなど。制度自体が、やっぱり担当者が変わっていったら複雑なのは仕方がないけれども、それについてのどこも同じ説明ができるようなこともやがてはできるかなという感じを受けました。率直なE（1）委員の御意見は非常に、なるほどと思いました。

○E（1）

やっぱり少年というのは、これからがありますから、更生させるべきものだと思うんです。しかしながら、そういう犯罪を犯した人が再び犯罪を起こすというのは結構事例がありますよね。そういう中で、やはりその方がいらっしゃる環境、親御さんであったり、それから周りの人だったり、職場であったり、そういう方、みんながその人を見てあげて、みんなで育ててあげないと犯罪はなくなるんじゃないかというふうに思うんですけども。

◎委員長

B（2）委員からの御指摘があったのは，被害者の方は既に一度傷ついているんだという，その御指摘なんですね。そういう方に対して対応するときには，ごく普通の人に対する対応とは違う配慮が必要だと。

○B（2）

されているのは分かっているんですよ。してないということは言っていないんで，されていると思うんですけど。

◎委員長

それは，正におっしゃるとおりだなと。

○C（4）

被害者の方が窓口にいちゃった後，お通ししている部屋に工夫があるかというのは，私も申し訳ないですが余り把握していないんですが，通常の面接室にお通ししているかと思うんですが。

□オブザーバー

窓口に来られたときは，まず念頭に置いているのは二次被害の防止というところで，職員のほうも，そこはマニュアル的な部分もそうですけど，まず二次被害，B（2）委員が言われたように二次被害の防止というのをまず念頭に置いています。ですから，窓口に来られたときに被害者の方って分かったら，一般の当事者の相談とかで来られている窓口とは別の部屋を用意して，そちらのほうで話を伺うという，最初から場所を変えて，ほかの人から見られない，そういう配慮から始めます。逆に言えば，その程度なのかもしれませんが，説明の仕方も被害を受けられてい

る方なんだというのを念頭に置いて行っております。

◎委員長

窓口の対応もそうですし、もっと言えば法廷で、成人の場合ですけれども、証人として話していただくといったときに、裁判官として、どう、普通の証人尋問と全く同じようにやるのか、この方は被害者だからということで違う配慮を考えながら証人尋問をするのか、こういったことについては結構、C（4）委員も研修を受けたりとかいうのはあたりしたんじゃないですか。まだありませんか。

○C（4）

刑事事件での被害者対応というのは、研修は受けておりません。

◎委員長

それに類したものは、まだありませんか。

○C（4）

裁判所では年に1回、犯罪被害者についての裁判官向けの研修会が行われていて、その資料は毎年提供を受けておりますので、そちらのほうは読ませていただいています。犯罪被害者、被害に遭われた方がどういう心情になるのかといった講演録なども読ませていただいています。

○A（2）

性犯罪だと、刑事裁判ですと、私は、被害者サポートセンターの代表なんですけど、その支援員が法廷に行って、そばにいて付き添うという形を実際やっているんですね。家庭裁判所でも、もしそういう事件があったら、そういうふうにやっていただいても、意見は言いませんけれども、そういうのがあってもいいんじゃない

かなと。

この前の事件なんかは、被害者が40分ぐらいしゃべらなくなって、その回復を待って、そのときにストレスを解消するグッズを持つことを裁判所が許可してくれたから、それでやっと尋問ができるようになったこともあるんですね。

◎委員長

それ、成人の事件ですね。刑事事件ですね。

○A（2）

それは成人の、ええ。だから、成年でも少年でも同じだろうと思うんですね。そこまでの配慮がやっぱり必要かなと。

◎委員長

付添人については、これは少年の事件でも、希望があれば配慮はされるということですか。

○C（4）

そうですね。被害者の方の心身の状態などを考慮して、不安を和らげるために付添人が必要だということであれば、そちらは許可をさせていただいています。

◎委員長

ただ、先ほどE（1）委員からも御指摘があったように、成人の事件だと、もともと公開されていますから、誰でも入れるので、許可なしに付添いの方も傍聴席までは当然入れるわけですけど、少年の場合は非公開ですから、一々許可をとってもらわなきゃいけない。ここは確かに大きな違いだと思いますが、いかがでしょうか。

○F (1)

私も今まで少年事件のことを考えるとき、家庭裁判所調査官の方と一緒に考えるような場面が多かったですので、やっぱり少年の更生とか、加害者でありながら少年たちはいろいろな事情の被害者であって事件を起こしてしまっている人たちなんだっていうような基本的なスタンスで考えてきました。

家庭裁判所にしても少年院にしても少年鑑別所にしても、主人公は事件を起こすに至らざるを得なかった少年たちを相手にして教育したり、矯正するにしても、やっぱりその子たちのためっていうようなものであるし、あつてよいというふうに思っているところはありません。

でも、改めて考えると、大人の犯罪の場合には加害者側には検察があつて、被害者側のほうに弁護士がいるみたいな、そんなふうな感じで思っていたんですが、少年事件には被害者のほうが置き去りにされているんだなということを今日のA (2) 委員のお話で改めて、ああ、そうだつていうふうに認識したつていう感じがします。

私は、今年の4月から犯罪被害者のカウンセラーっていう役割を引き受けることになって、実はずっと前も引き受けたことがあるんですが、一度も、たまたまの事情で犯罪被害者のカウンセリングっていうのをしたことがないんですね。でも、ケース会議とかそんなので経験はしたことがあつて、被害を受けた人がいろんな被害に向かい合つて、そしてそこで受けた本当の痛みとか悲しみを語ること自体、すごく難しいことで、臨床心理士が片手間にやるアドバイザーは経験が入っているんですが、そういった公式、公式じゃないということはないんですが、プラスアルファの役割として引き受けている人たちが、委託された人がやっているようなところでしか被害者の気持ちをしっかり捉えてあげるっていうことができてない、そういう制度がないんだなつていうことを改めて感じました。

私たちが時々痛くなつたらするみたいなものでしかないつていうことで、そういうものなんだと思っていたんですが、それは本当に片手落ちなことだなつていうの

も感じています。

少年事件は基本的には事件を犯すに至った少年たちを更生させていく、それ以上のものにしない、更に悪い条件の中に置いていかないというふうに思って育ててやる、矯正してやるっていうことが中心だと思うんですが、それにしても、その子たちを扱う人がその子たちが犯したことによって被害者になった方たちのすごい細やかな心のあり様とか悲しみとか被害感とか、そういったものをたっぷり理解していないと、少年に対して自分の犯したことを振り返り、かつ、それが自分の今まで受けたその子の生い立ちの中でのある種の被害とか、そういうものとかを結び付けながら考えていけるっていうことは、すごく大切なことですが、そんなに簡単なことではないので、やっぱり伝達する人、家庭裁判所調査官とか法廷に関わる裁判官とか、そういった方たちなんだと思うんですが、そういう人が被害者の気持ちの細やかなところを理解しておく必要はあるだろうなっていうふうに思いました。

そのシステムみたいなものが必要。例えば、我々、被害者のカウンセラーになる者が伝達する、的確な方法とかそういうものに取りあえずはなるのかもしれないですが、それが必要なんだろうなというふうに思いました。それがないと、やっぱり少年も立ち直れないというか、そのためのよい教育にはなっていないんじゃないかなというふうなことを思いつつ聞いていました。

◎委員長

そうですね。成人に対する刑事罰と違って、少年の場合は罰を与えるのではなくて、罰を与えることによってしたことの責任を取らせるんじゃないで、そうではなくて育てる、教育する、立ち直らせる、これが少年の場合は制度の根幹の考え方なわけなので、そのために今まで多くの方からいろんな御意見が出ていますように、少年は手続が公開されない、傍聴は誰でもできるわけではない、それから少年のプライバシーは守らなければならない、名前は明らかにされない、そういったいろんな制度があるわけですけども、だからこそ、少年の立ち直りのためにこそ内省、

本当の意味での内省をさせることが大事で、そのためには被害者の方の痛み、苦しみ、その気持ちを適切に少年に伝える必要があるんだと。それが非常に難しいんだと。ここを御指摘いただいたわけです。それは確かに。

それで、家庭裁判所調査官に対する期待といったこともおっしゃっていただいたと、こういうことでしょうか。

○F（1）

はい、そうなんです。

○G（1）

初めて参加させていただいて、少年のそういった犯罪に対して、少年を更生させたり教育するということが趣旨であるということも改めて、何となくは知っていたけれど、それほど皆さまがそこを非常に強調されて、とても大切な、そのことの趣旨がとても大切だということを今お聞きしたので、改めてこの意味を理解したわけですが、同時に被害者からすれば、相手が成人であっても、未成年、少年であっても、その感情は変わらない。

それに対して非常に苦しみとか悲しみとかというものを持っていて、それをどこに訴えたらいいのかというふうな場が見つからなかったり、それを引き受けてくれるところがないというところ、それについては今カウンセリングというようなものがあると、ただ、そういうのをどうやったら受けられるのかとか、制度としてはこういうふうにありますよということがあっても、先ほどおっしゃった置き去りにされているという感情はやはり改めて、こういういろんなことがあります、できます、していますというふうに御説明があると、なるほどなど。それぞれに制度があったり、それぞれの方はそれぞれの立場で考えてされているんだなということとは分かるんですけども、やはりそれでも被害者の方は本当に素人で、その素人の方をサポートする制度というのがどこか足りない。

制度としてはあるけれども、その制度を理解して、そして自分の感情を理解してもらえたりとか、それから少年犯罪ということ、この法律がそういうものと既に説明はされているのかもしれませんが、この犯罪というものがこういうふうな趣旨のものに成り立っていて、被害者の気持ちも分かるけれども、ここをこういうふう理解してほしいとか、そういう説明がどこでされているのかなという感じはいたします。されているのかもしれませんが、そういったようなところが仕事としては思いました。

いろんな意味での、こういうふうになればサポート制度がありますというのが、これだけではなくて、もっとほかにあるのか、法的なだけではなくてあるのか。例えば、先ほど被害者の代理人というふうなことをおっしゃって、それは何なんだろうと思いましたし、カウンセラーというのがあるとすれば、どうやったらその制度を受けることができるのかとかっていうのは、どこで知らされて、被害者の方がそういう感情を少しでも和らげるような状況が生まれるのかなというのをちょっと思いました。

◎委員長

カウンセリングについては、恐らくF（1）委員が先ほどおっしゃったケースも、かなり特殊なケースでございましょうか。

○F（1）

特殊というか、つながってくる道筋は、県警からの依頼です。

◎委員長

警察からの御依頼だったんですか。

○F（1）

はい。

◎委員長

ルール化されたものではないですよ、少なくとも。

○B（2）

いや、ルール化されているんですよ。

◎委員長

されていますか。

○B（2）

と思いますけど。県警が見て、警察の立場で被害者だったらVSCOというところがありますよとか、カウンセリングがありますよとか、恐らく紹介はされているんだろうけど。

○F（1）

提示されるんですよ、必ず。

○A（2）

今、警察が臨床心理士については無料で何回か相談できるようになっているんです。今度、F（1）委員も入られたということだと思っんですけど。ただ、警察が、うんと言わないと駄目なんですよ。

○B（2）

うんと言ったらお金は県から出るんですよ。

○A (2)

そう。最終的には県ですね。当然、それ以外の方は私らのところに来たりとか、いろいろ。先日お聞きしたのは、直接お頼みするとか、そういうことになると思うんですけどね。

○B (2)

情報がばらばらと存在するということがよく分かりましたね。

○G (1)

どうやったら一括でその全体像が伝えられて、こういう場合にはこういうサポートが受けられますとか、どこに行けば最初の窓口で、それが見えればいいんですけども、一つ行って、これのここはここだけだ、これはここだけというふうに知らされると、被害者は置き去りにされた感情をやっぱり持つかなというふうに思いました。被害者なのだという、そういう感情になるかなと思いました。

◎委員長

一応は検察官が集約窓口的な。

○D (3)

捜査段階における最終的には窓口にはなりますね。これは感覚的なところではあるんですけども、逆に関わりたくないっていう人も多いです。感覚的には、どちらかという、むしろ積極的に関わりたいと思われている方のほうが少ないという感覚はあります。

ただ、それと被害を受けられたっていうことは別なので、そういうことに関しては、例えば、被害者支援的なことでカウンセラーとかそういうことになるんだろう

と思うんですけども、一応そういうふうな場所も検察庁の中にはありますので、状況として、そういうところを御希望であれば、場合によってはそういうところにつながということもあります。

◎委員長

最初は関わりたくない、もうこれで終わりにしてほしいとおっしゃっていても、実はその後よく考えたら、ちょっと考えが変わるとか、あるいはもっと言うと、そのときの心の傷が深いからこそ関わりたくないという、そういう表現になってしまうのであって、おっしゃっているとおりになっているよりも、むしろどこかにつないだほうが良いという場合もあったりするんじゃないでしょうか。

○D (3)

それはあります。結構ひどい性被害とか、特に性被害が一番多いんだと思うんですけども、ひどい性被害とかだと、そういう形で、逆に関わりたくなかったということだと、被害者支援という形をつないだりとかってということにはなるとは思いません。

○A (2)

今言われたところだと思うんですね。警察官、検察官でやっぱり取調べの対象になっているので、そこで被害者のほうは、じゃあこれをお願いしますと、なかなか言いにくい、実際にはね。だから立場へ返って、被害者も我々のところに来たら、やっぱりありますというのもあるんですね。だから段階によって、また違うんじゃないかなと思います。

○H (1)

基本的なことですみません。今、段階っていうふうなことをおっしゃられたんで

すけど、事件があつて、家庭裁判所に来るまでの期間っていうのはどのぐらいなんですか。

○D (3)

事件それぞれによります。例えば、いわゆる身柄を拘束されない在宅事件と呼ばれるもの、一方で身柄を拘束される身柄事件、逮捕されたとか、物によって変わります。身柄を拘束されている事件だと、法律的に身柄を拘束できる期間というのが一つの逮捕で最大20日までと決まっているので、その期間内に最終的に家庭裁判所に送致をする、あるいは家庭裁判所に送致をしなきゃいけないというルールがあつて、そういうものと、在宅と言われる身柄を拘束されていない事件というのは、こちらが適宜というわけではないですけど、一定の期間内で、決まってはないんですけど一定の期間内で送っていくという形です。

○H (1)

ありがとうございます。2週間ぐらいとして、例えば少年鑑別所っていうお話があつたときには、そこから2週間若しくは4週間というお話だったんですけど、長くても1か月半ぐらいですよ。例えば、傍聴しますっていう方のような大きな事件に対しては、被害者の方は、その間に、どれほど自分の気持ちが揺れたりとか、本当は混乱している時期だったりとかっていうことで、御自分でお話しできる時期ではないのかなっていうふうなことを思いました。

そんな中でリーフレットが送られてきて読んだとしても、被害者の立場からすると、加害者のための裁判所なんだっていうイメージをどうしても持ってしまう中で、例えば、申出をして、申出が許可されませんでしたっていうときのフォローであつたりとか、被害者のためにそういうことができたらいいなっていう思いを強く持ちました。

私は、女性の相談であつたりとか、それこそ性被害やDVだったりとかというの

をひたすら耳にしているんですけれども、自分から話すまでの時間はすごくかかるし、相手との信頼関係だったり相性が合わないと、なかなか口に出すことはできないので、その辺りのフォローっていうのができたら、もっといいのかなというのの一つ。本当に小さなことなんですけど、例えば、裁判所から被害者の方に郵便が行くときに、通常の型どおりの封筒があって下に裁判所の所属が書いてあって、該当所属に印がついたりとかっていうことではなくて、行政の封筒ではない、もうちょっと柔らかい気持ちが伝わったりとか、それから面接をするところに1枚クロスが掛けてあったりとか、そういうことで少しでも気分が和らげたらいいのかなっていうのを、どうしても被害者の気持ちになってしまうので、その辺りをとても今日強く感じました。

◎委員長

今の御指摘は、なるほどと思いました。被害者の方に裁判所からお送りする封筒について、何か工夫はありますか。

□オブザーバー

お送りするのは、裁判所の名前が入っていないものにしております。これは少年事件の場合、少年に対しての呼出状、保護者に対しての呼出状もそうですけども、裁判所というふうに印刷されていない分で、担当者の記名印を押して、郵便物が戻ってくる可能性もありますので、住所は裁判所の住所になっていますけれども、それが印刷してあって、あとは電話番号も直通の家庭裁判所の少年係の書記官室の電話番号になっていますけど、名前だけは、例えば、私でしたら私のフルネームのゴム印を押して送っております。

◎委員長

担当者の名前がいきなり入っていたら、誰から来たのか分からないって不審に思

われるっていうことはないですか。

オブザーバー

庁によって違ってしまっていて、そういう不審な場合もあるので、家庭裁判所という、ちゃんと少年係と出しているところもあるようです。ただ、どちらをとるか、ダイレクトメールで変な分だと思って捨てられるっていうのも困るし、あとは裁判所から一体何っていうのも困るっていう、どちらがいいかという、そういう御意見もあったほうがいいのかもしれませんが、今現状では記名印入りです。

◎委員長

ただ、茶封筒ではあるんですね。

オブザーバー

はい。茶封筒で記名印なんて役所関係なんじゃないかなという、この御時世、そんな茶封筒を使っているのはという、そこがみそかもしれませんが。

◎委員長

むしろH（1）委員の今の御意見は、もうちょっと柔らかい封筒にするとかという。

○H（1）

しっかり対応してくださっていたので。行政は所属が書いてあって、うちは何とか課ですよとかいうのが来たりとか、それこそ裁判所っていうのが入ってきたら、もらったときの心情というか、ドキドキしますよね。もう裁判所ってあるだけでドキドキするっていうところが少しだけでも軽減されたらいいかなと思いました。ちゃんとしてくださっていることが分かりました。

◎委員長

中身の文章はやっぱりお役所的な文章なので、そこは今の御意見も踏まえて、ちょっと表現を柔らかくするとか、今おっしゃったのはチェック方式で何課、何課、何課って書いてあってチェックしてあるとか、そのようなものにはしないようにという御趣旨ですよね。

中身の文章の書き方の工夫とかは検討できるのかもしれないと思います。あと、面接の場にクロスがちょっとあったらというのは。これは、先ほどの被害者の方がお見えになったときにお通しする別室について、ちょっと何か色のあるものにできないかという御趣旨のことがあったように思います。それと今の面接の場というのは、恐らく調査ですかね。調査の際の部屋には。

□オブザーバー

面接室のほうは、家事事件で小学生とか中学生ぐらいの子が遊ぶわけではないけど、話をする子用にソフトな感じで作った部屋を用意して対応させていただいて、被害者傍聴のときの待合についても、その部屋を使うようにさせてもらっています。家事事件とかち合ったときは、こちらのほうが時間的な制約があるので優先をさせていただくということで家事係の家庭裁判所調査官とは話をしております。

○C (4)

例えば、絵が飾ってあるとか、そういうのはありますか。

□オブザーバー

ソファというか、ちょっと置いてあったりとか、A (2) 委員はお部屋をご覧になったことがあるかもしれないですけど。

○A (2)

検察庁は特別の被害者用の部屋を作って、ソファーにするとか、全国的にされているみたいですね。裁判所は、それはちょっと忘れましたがも。

□オブザーバー

ちょっと広めの部屋なのですが。

◎委員長

児童室とは違うんですか。

□オブザーバー

違います。

◎委員長

児童室ではないんだけど、面接において心のケアを配慮するタイプの方用の部屋というのがあるわけですね。

□オブザーバー

そうですね。

◎委員長

そこを被害者の方も使っていただくと。

□オブザーバー

はい。

◎委員長

もうそろそろ時間がなくなりますが、いかがでしょう。こういった皆さんの御意見を踏まえて、裁判所、これからこうしてみたらいいんじゃないか、もうちょっとこういうふうにするべきじゃないか、そういう裁判所に対する注文、提案の御意見ありましたら是非伺いしたいと思います。

○A（2）

私が皆さん方に提案して、今日、うれしかったのは、多少でも被害者のことを理解していただけたのかなと思って。あとは、裁判所には、恐らく被害者について余り頭になかったと思うんですよ、今までのやり方としてね。ですから、今後もう少し配慮したやり方を多くの点で気をつけていただければ、具体的なやり方が出てくるんじゃないかと思うんですよ。リーフレットのことだけじゃなくてですね。それをやっていただいたらうれしいなと思います。

◎委員長

先ほど、この制度を利用しようと思ったけど認められなかったときに、そのフォローをどうするかというときは、成人の刑事事件の被害者について、そういうことがあれば、多分検察庁のほうで対応なされるんですか。

○D（3）

それは対応させていただきます。

◎委員長

そこは確かに、先ほど御指摘を受けて、それは裁判所がフォローを考えなきゃいけないところなのかなと。今のところ、例えば、傍聴が認められなかったとき、認められませんでしたと通知するだけで終わっているんですかね。

○C（4）

先ほど御説明させていただいたとおり，取下げがあるもの以外は全て，申出があるものは当庁では少なくとも認めておりますけれども。

◎委員長

そうか，事例がないんですね。

○C（4）

そうですね。仮に難しいというようなことになった場合には，書記官室で説明や対応はさせていただくことにはなるかと思います。

◎委員長

そのときには，正に被害者の方の心情に配慮しながらきちんと説明をという，そういうことでしょうか。

そろそろ時間も参りました。今日の意見交換を以上で終了したいと思います。